

(資料3-1)

山陽小野田市独自でケアプラン提出を求めているケース

	内容	対象	提出書類	提出頻度	開始時期	根拠	備考・課題など
1	軽度者が原則対象外となる福祉用具の使用について、認定調査の結果で貸与が不可な者のうち、貸与が必要と考えられる者	要介護認定における基本調査結果に基づく判断の対象となる者※ 市町村による判断の対象となる者※	協議書・基本情報・アセスメント・居宅サービス計画書（第1～3表）・担当者会議（第4表）・カタログコピー	認定期間ごと	H19.4～	「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について」（平成16年6月17日老振発第0617001号）に市独自の判断を加えたもの	・国の通知ではケアマネジメントで判断するとされている部分についても書類の提出と市の判断を求めている。
2	要介護2以上の方で、使用が想定しにくい福祉用具貸与(特殊寝台・車いすのみ)にかかる提出書類	要介護2以上で、認定調査の結果、使用が想定しにくい福祉用具の貸与が必要と考えられる者	基本情報・アセスメント・居宅サービス計画書（第1～3表）・担当者会議（第4表）・カタログコピー	認定期間ごと	H27	適正化委員会	・提出されるケースは全対象の半数程度かつ提出されるケースは適正なものほとんど。 ・書類提出に係るCMの負担
3	小規模多機能型居宅介護等の連泊期間が3か月を超える場合の理由書	小規模多機能型居宅介護等の連泊期間が3か月を超える者	理由書・基本情報・アセスメント・居宅サービス計画書（第1～3表）・担当者会議（第4表）※2回目以降は理由書と担当者会議録のみ	連泊が3か月を超えるごと	H30？	根拠となる文書及び正確な開始時期は不明。	・提出されるケースは適正なものがほとんど。 ・書類提出に係るCMの負担
4	ショートステイの利用が認定期間の半数を超える場合の理由書	ショートステイの利用が認定期間の半数を超える者	理由書・基本情報・アセスメント・居宅サービス計画書（第1～3表）・担当者会議（第4表）	認定期間の半数を超えるごと	H27	半数を超える期間とする根拠の文書は不明だが、連合会の適正化リストの対象に合わせたと推測	・提出されるケースは全対象の半数程度で提出されるケースは適正なものがほとんど。 ・書類提出に係るCMの負担
5	同一品目複数貸与に係るケアプラン点検	福祉用具の同一品目を複数貸与（車いすや歩行器等）が必要な方	基本情報・アセスメント・居宅サービス計画書（第1～3表）・担当者会議（第4表）	新規導入時	R5	適正化委員会	・提出するCMは少数で提出されるケースは適正なものがほとんど。 ・書類提出に係るCMの負担

※厚生労働省通知「介護保険における福祉用具の選定の判断基準について（令和6年8月2日）」参照

山陽小野田市独自の取扱いに関する見直し（案）

提出書類	ケアマネジャーが確認すること	市の適正化の取組
なし	①市のガイドライン（作成予定）に基づき適切なケアマネジメントを確認 ②サービス担当者会議を通じたケアマネジメントにより必要性を判断し、検討内容と結果を会議録へ明記	国保連合会から送付されるデータからランダムに抽出したケースをケアプラン点検
協議書・居宅サービス計画書（第1～3表）・担当者会議（第4表）	①市のガイドライン（作成予定）に基づき、医学的所見を確認 ②サービス担当者会議で福祉用具の必要性を検討 ③市へ協議書を提出 ④市の確認を受ける	協議書を市で確認し判断
なし	①サービス担当者会議等を活用し、その必要性について検討、その内容と結果を明記 ②自立支援に資する居宅サービス計画の作成・見直しを行う	国保連合会から送付されるデータからランダムに抽出したケースをケアプラン点検
なし	①サービス担当者会議等を活用した必要性の検討、その内容と結果を明記	定期的に状況を確認し、必要に応じてプラン提出を依頼
なし	①サービス担当者会議等を活用した必要性の検討、その内容と結果を明記	国保連合会から送付されるデータからランダムに抽出したケースをケアプラン点検
なし	①アセスメントによる必要性の判断 ②サービス担当者会議で検討し、その内容と結果を明記	国保連合会から送付されるデータからランダムに抽出したケースをケアプラン点検